

## (仮称) 障害者総合支援センターについて

### 1 概要及び名称

現在の障害者更生相談所の機能を拡充し、障害の種別にかかわらず、障害者の自立した地域生活を総合的に支援する専門機関として、健康増進センター内に（仮称）障害者総合支援センターを整備する。

名称は、これまで「(仮) 身体障害者総合支援センター」としてきたが、身体障害に限定せず支援手法が確立されていない障害も対象とすることから、「身体」を削り、**障害者総合支援センター**（以下「新センター」という。）とする。（なお、愛称について公募する予定。）。

### 2 新センターの特長

#### (1) 他機関が対象としていない障害のある方や家族に対する取り組みを強化すること

平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正により障害者の定義が見直され、その範囲が拡大したことをふまえ、高次脳機能障害や難病など、「精神保健福祉総合センター」及び「発達相談支援センター」が対象としていない障害のある方や家族に対する相談支援の強化を図る。

#### (2) 支援手法が確立されていない障害について、専門的な支援を行うこと

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を配置していること、及びこれまで「地域リハビリテーション支援事業」として試行的に実施してきた実績をいかし、支援手法が未確立な(1)の障害について専門的な支援を行い、地域の支援機関等においても活用できる支援手法の開発等につなげていく。

#### (3) 障害者の生活環境等の向上に向けた取り組みの充実を図ること

健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援施設である「健康増進センター」及び「北部発達相談支援センター」と併設となることをいかし、3センターの連携・協働により、障害者の健康づくり支援の強化を図る。また、新たに整備する「生活動作体験室」を活用した住環境等の改善に向けた取り組みを新たに実施する。

### 3 仙台市における新センターの位置づけ

仙台市の障害者支援システムの中核を担う専門機関として、政令指定都市移行後、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談所を設置し、時代の変化に応じた再編・機能追加等の充実を図ってきた。

また、平成 9 年に精神障害者を対象とする「精神保健福祉総合センター（はあとぽーと）」、平成 14 年に発達障害者を対象とする「発達相談支援センター（アーチル）」を設置したところである。さらに、障害の重度化・多様化が進む中、新センターを設置し、支援手法の確立や人材の育成、専門機関の連携・協働による障害者の地域生活を支えるための総合的な支援システムの整備を担っていく。

### 4 施設の概要

- (1) 延床面積 1,937.58 m<sup>2</sup>（共用部分含まず） ※現在の障害者更生相談所 1,142 m<sup>2</sup>（共用部分を含む）
- (2) 主要室名 相談室(7)、診察室(2)、聴力検査室、視力検査室、生活動作体験室(2)、工作室、採型室、研修室(2)、会議室(2)、事務室等 ※ 下線部が現在より充実する室
- (3) 開所予定 平成 25 年 1 月

## 5 事業の体系

次の各事業により、障害者の地域生活を支える環境をつくり、共生社会の実現を目指す。

特に、(3)～(5)の事業については「精神保健福祉総合センター」、「発達相談支援センター」との連携・協働により実施し、障害の重度化・多様化に対応した総合的な支援システムを構築する。

### (1) 身体障害者更生相談所に係る業務

身体障害者の専門機関として、リハビリテーションの基礎となる補装具判定、自立支援医療（更生医療）判定等を行うほか、地域の支援機関等に対して専門的・技術的援助を行う。

### (2) 障害特性に応じた専門的な相談・支援

生活動作体験室を活用し、専門職による身体評価・動作分析を実施し、必要な助言等を行いながら、身体障害者の住環境等の改善を図る。また、高次脳機能障害や難病等、支援体制が未だ不十分であったり、既存の制度や福祉サービスでは対応できない障害等について、その特性に応じた専門的な相談・支援を行う。

### (3) 調査・研究

各種事業等を通して、経験・知識を集積・分析し、地域の支援機関等においても活用可能な支援手法の開発や、その普及・啓発資料の作成等を行う。

### (4) 普及・啓発

調査・研究の成果や収集した情報等をわかりやすく発信し、地域における障害の理解を広げる。

### (5) 人材の育成

地域の支援機関に対する専門的・技術的援助や連携・協働、研修等により人材を育成するとともに、社会全体で障害者の地域生活を支援する仕組みをつくる。

### (6) 健康増進センター・北部発達相談支援センターとの連携事業

健康増進センター及び北部発達相談支援センターと併設であることを活かした障害者の健康づくり事業等、各センターが連携し、その有する専門的なノウハウ等を活用した取組みを行う。

